

# I

## 「ともに学び、ともに育つ」教育

### 1. 「ともに学び、ともに育つ」大阪の教育

大阪府には、障がいのある子どもをはじめ、外国にルーツのある子どもや、様々な立場にある子どもたちが暮らしています。すべての子どもたちの自尊感情や自己有用感を育み、未来への展望を持って生きていくためには、互いのちがいを認め合い、地域社会の中で関わりながらともに生きていく態度を育むことが大切です。これまで大阪では、このような「多様性」と「地域性」を大切にされた教育を進めてきました。

障がいのある子どもの教育においても、生活を通して仲間とつながり、支え合い、高め合うことをめざす「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とし、将来、自らの選択に基づき地域社会と関わりながら、ともに自立した生活を送ることができるよう、子どもたちの可能性を最大限に伸ばすことを大切に進めてきました。そして現在、ほとんどの小中学校に支援学級が設置され、障がいのある子どもがともに学んでおり、高等学校においても障がいのある生徒がともに学んでいます。

このように、大阪がこれまでに大切に培ってきた「ともに学び、ともに育つ」教育は、障がいのある子どもと周りの子どもたちが、集団の中で一人ひとりを尊重し、ちがいを認め合いながら、自尊感情を高め、互いを大切にする態度を育む取組みであるとともに、地域社会の一員として人や社会とつながり、支え合いながら、生き生きと活躍できる共生社会の実現をめざすものであり、その形成の基礎となるものです。

### 2. これからの大阪府としての取組みに向けて

大阪が全国に先駆けて取り組んできた「ともに学び、ともに育つ」教育を一層発展させていくためには、支援教育をめぐる国の動きに注視するとともに、すべての子どもの学びと育ちを支える「授業づくり」や「集団づくり」が必要です。

特に、喫緊の課題である発達障がいのある子どもたちへの対応については、早期からの適切な支援が必要です。そのため、表面に表れやすい問題となる行動だけに注目するのではなく、ICF（※P5参照）の考え方を通して、さまざまな環境要因や問題となる行動の背景等を理解し、子どものつまずきに沿って対応することが求められます。

そのことが、周りの子どもの理解につながり、学び合い、支え合う集団が育まれます。一人ひとりの子ども理解をふまえた個別支援と集団指導をバランスよく行っていくことが大切です。

また、障がいのある子どもたちにとって必要な支援は、すべての子どもたちにとっても効果的な支援となることから、ユニバーサルデザインの観点を取り入れた「授業づくり」や自尊感情や自己有用感を高める「集団づくり」を進め、「ともに学び、ともに育つ」教育の意義をしっかりと共通理解し、一層充実させることが必要です。

ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援を行うために、乳幼児期・学齢期・成人期までの一貫した支援体制の構築に向け、支援をつなぐ「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、それらを効果的に活用し、支援を充実させていくために、保護者、学校間、福祉、医療機関等と連携を図る必要があります。

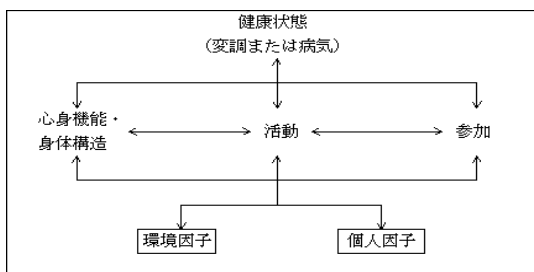
あわせて、子どもたちや保護者の思いを受けとめ、就労や自立、社会参加を意識したキャリア教育を、早期から計画的、組織的に行うなど、引き続き、すべての学校園が「ともに学び、ともに育つ」教育を継承し、一人ひとりの子どもの自立と社会参加に向けた取組みを一層発展させていくことが大切です。

支援教育をめぐる国の動きについて

・国連において、平成 18 年に採択された「障害者の権利に関する条約」で、「インクルーシブ教育制度 (inclusive education system) の確保」が示されました。その中で、<人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要>としています。

・国においては、本条約の批准に向け、国内法整備の一つとして「障害者基本法」を一部改正（平成 23 年 8 月 5 日施行）し、障がい者の定義に ICF（国際生活機能分類 International Classification of Functioning Disability and Health）の考え方を取り入れました。ICF は、「障がい」を生活上支障となる固定的なものと捉えることなく、健康状態や環境因子との相互作用の中で起こる状態と捉えるものです。

※ ICF の構成要素間の相互作用



・教育に関しては、本条約をふまえたインクルーシブ教育システムの構築に向けた議論がなされています。平成 22 年 7 月、文部科学省の中央教育審議会初等中等教育分科会に設置された「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」の議論を経て、国としては初めて「同じ場で共に学ぶ」ことが示されました。

平成 24 年 7 月 23 日には、『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）』が出され、「本人、保護者の意見を最大限尊重した就学指導の在り方や就学先決定の仕組み」について述べるとともに、「速やかに関係する法令改正等の体制を整備していくべきである」と述べています。

・加えて、文部科学省では、平成 23 年 11 月に「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」協力者会議を設置し、10 年ぶりに調査を実施しました。本調査において、通常の学級に在籍する発達障がい等のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合が 6.5%であることが、翌年 12 月に公表され、今後の施策のあり方や教育のあり方を検討していくこととなっています。

